

事務連絡

令和2年2月12日

支部長 各位

神奈川県飲食業生活衛生同業組合

受動喫煙防止対策における標識ステッカーの送付について

いつも大変お世話になります。

さて、本年4月1日改正健康増進法の全面施行により、飲食店は屋内原則禁煙となります。

屋内で喫煙を可能とするためには、喫煙専用室等の各種喫煙室を設置する必要があり、標識ステッカーの掲示が義務つけられることとなります。

つきましては、各種喫煙室とその店舗の出入口に掲示する標識、禁煙標識のステッカーが届きましたのでお送りさせていただきます。

なお、客席100m²以下の既存店で店内一部喫煙可能店や店内全面喫煙店においては「喫煙可能室設置施設届出書」を3月31日までに横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市は各市へ、それ以外の地域は各保健福祉事務所またはセンターに郵送する必要があり、その後届出の写し、標識ステッカー等が届出店舗に送付されます。

県条例も一部改正され①「分煙」という取扱いがなくなり「原則屋内禁煙」と変わります。②「従業員を除く」とされていた喫煙エリアへの20歳未満の立入禁止は「従業員を含む」という取扱いに変わります。

今回お送りするステッカーは、個々のたばこ環境が不明ですので、組合員数をお送りさせていただきますのでお手数ですが組合員様にお配りください。